

燃料高騰対策支援（公共交通分野）の概要について

1 目的

公共交通事業者においては、長期化しているコロナ禍に加え、昨今の原油価格や電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受け、非常に厳しい状況下に置かれている。

こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設した。

これを受けて、県では公共交通事業者向けの「エネルギー価格高騰を受けた交通機関への支援」を6月補正で対応し、本市においても、9月補正で予算措置を行い、公共交通事業者を支援するもの。

2 事業概要

(1) 公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金

①鉄 道

「令和2年度の平均燃料費調整単価」と「補助算定期間中の各月の燃料費調整単価」の差額に「消費電力量」及び「各鉄道会社が定める市町村別の走行距離の黒部市に関わる按分率」を乗じて算出した額の1/2相当額を支援する。

②路線バス

「令和2年度の平均燃料単価」と「補助算定期間中の平均燃料価格」の差額に「使用量」を乗じて算出した額の1/2相当額を支援する。

(2) タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金

車両1台1か月あたりの「令和2年度の平均LPG価格」と「当該月の平均LPG価格」の差額から「国の支援金額」を差し引いた金額に「月平均LPG使用量（県が定めるもの）」を乗じて算出した額の1/2相当額を支援する。

3 予算額

(1) 公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金 19,162千円

①交付対象事業者

(ア)鉄 道

あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道本線

(イ) 路線バス・コミュニティ交通

新幹線市街地線、新幹線生地線、生地循環線、石田三日市線、池尻線、南北循環線、愛本コミュニティタクシー、デマンドタクシー

②対象期間

令和4年3月～令和5年2月

(2) タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金 1,536千円

①交付対象事業者

市内タクシー事業者（福祉タクシー事業者含む） 5社

②対象期間

令和4年3月～令和5年2月